

令和 3 年度 甌島水産物地産地消促進事業補助金

評価表 NO.

41

所管部課名	林務水産課		担当者	堂園 幸作				
事業費名称	甌島水産物地産地消促進事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、甌島水産物地産地消促進事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 3 年度 予算額		国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
	1, 800 千円	千円	1, 800 千円	千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	川内とれたて市場決算書（売上額）		100, 000千円		令和 8 年度			
成果指標②	水産物運搬数量（ケース数）		6, 000ケース		令和 8 年度			
補助対象者	甌島漁業協同組合							
補助対象経費	甌島漁業協同組合の水産物の出荷にかかる川内市漁業協同組合までの陸上の輸送費等							
補助対象事業・活動の内容	甌島漁業協同組合が川内市漁業協同組合に出荷する甌島地域の水産物が薩摩川内市本土地域や近隣市町村へ供給できることが見込まれるものである。							
	分類	□運営補助のみ ■事業補助のみ □運営補助と事業補助の両方 □その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	串木野新港から川内市漁協までの輸送見積単価×回数、役務費							
補助を受ける事業（団体）等の過去 3 年の決算状況	収入	項目	平成30年度		令和元年度		令和 2 年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
		自己資金	0	0. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
		会費収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		事業収入		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		市補助金	1, 795, 000	100. 0%	1, 636, 577	100. 0%	1, 797, 815	100. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（前年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	1, 795, 000	100. 0%	1, 636, 577	100. 0%	1, 797, 815	100. 0%
		事業費	1, 795, 000	100. 0%	1, 636, 577	100. 0%	1, 797, 815	100. 0%
		人件費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
	支出	その他事務費		0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
				0. 0%		0. 0%		0. 0%
		（翌年度繰越金）		0. 0%		0. 0%		0. 0%
		計	1, 795, 000	100. 0%	1, 636, 577	100. 0%	1, 797, 815	100. 0%
		支出計/前年度支出計			91. 2%		109. 9%	
	自己資金/前年度自己資金							
	翌年度繰越金/市補助金	0. 0%		0. 0%		0. 0%		
	交付件数		1		1		1	
	成果指標の推移①		95, 306千円		92, 324千円		95, 145千円	
成果指標の推移②		3, 293ケース		4, 525ケース		5, 407ケース		
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】現状のまま継続 【事業のPR方法】 とれたて市場での月 1 回のイベントを開催に併せ、水産物販売について新聞折込やFMさつまさんだ、防災無線等により広報活動を行い、山間部での鮮魚販売所を増やすことで、甌島産の水産物が消費者の口コミで広がっている。 【費用対効果】水産物の地産地消による直売を行うことで、漁家所得の維持、向上へ繋がる。 【補助事業以外の事業】なし。 【その他】川内市漁協と甌島漁協が連携し、市内や近隣市町村へ新鮮で安価な水産物を流通させるため、更なる地産地消と消費拡大を図りたい。							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	川内、東郷、樋脇、祁答院方面へ流通していない甑島産の水産物を低価格で流通させるための取り組みであるため。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	薩摩川内市の甑島産の水産物が、川内、東郷、樋脇、祁答院方面へ流通するに当たり、そのシステムが確立されていないことから、甑島産の水産物を取り扱っている甑島漁協へ「串木野新港から川内市漁協へ」陸路の運搬補助を行なうものであり、産地から直接、地域住民へ新鮮で安価な水産物の提供を行い安定的な地産地消を目指している。また、甑島の水産物は主に鹿児島方面へ出荷しているため、定着している出荷ルートを変更することは困難であることから、当面、「串木野新港から川内市漁協へ」陸路の運搬補助を行なう必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	川内とれたて市場を通じて甑島産の水産物を販売していることから売上額と甑島漁協からの出荷個数を見極めることとしているが、川内市漁協の取り扱い数量にも限度があることから、今後、取り扱いできる店舗を増やして行きたい。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	水産物の取引数量や販売数量の把握が必要なため甑島漁協が妥当と考える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	甑島産の水産物の地産地消化については、当該補助の手段しかなく、外に陸路の運搬補助はない。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	甑島の水産物は主に鹿児島方面へ出荷しているため、定着している出荷ルートを変更することは困難であり、川内方面への水産物の流通については、甑島の漁師や甑島漁協へのメリットが少ないことから補助率については現在100%としている。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪上記方向の理由≫ 安定的な地産地消が見込まれるまで必要な事業である。また、地元での水産物消費拡大を図り市場相場に左右されない漁業者の安定経営へ繋げて行きたい。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い ≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

甌島水産物地産地消促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる甌島水産物地産地消促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は甌島漁業協同組合とする。
- (2) 甌島漁業協同組合が川内市漁業協同組合に出荷する甌島地域の水産物が薩摩川内市本土地域に供給できることが見込まれるものであること。
- (3) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、次に掲げる経費について交付する。

- (1) 甌島漁業協同組合の水産物の出荷にかかる川内市漁業協同組合までの陸上の輸送費
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思えられる場合

(実績報告)

第7条 甌島水産物地産地消促進事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等に係る陸上輸送された水産物の名称、数量がわかる書類
- (2) 川内市漁業協同組合の受け取りがわかる書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等

(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、補助金の申請年度の川内とれたて市場の決算書において測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。